

群馬県公安委員会告示第 36 号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和6年10月30日

群馬県公安委員会委員長 竹内 健

1 検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級、受験定員、実施期日、時間、場所

警備業務の種別及び級	受験定員	実施期日	時 間	場 所
施設警備業務1級 施設警備業務2級	併せて10名	令和7年 2月27日(木)	午後1時から 午後5時15分までの間 [受付] 午後1時から 午後1時20分までの間	群馬県前橋市大手町 一丁目1番1号 群馬県警察本部5階 大会議室
交通誘導警備業務1級 交通誘導警備業務2級	併せて10名			
貴重品運搬警備業務1級 貴重品運搬警備業務2級	併せて10名			

注) 感染症等の事情により、延期又は中止となる場合がある。終了時間は受講人数により変動する。

2 検定合格者審査の受験資格

(1) 施設警備業務1級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する検定（以下「旧検定」という。）の常駐警備業務に係る1級検定に合格した者

(2) 施設警備業務2級の検定合格者審査

旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級検定に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級の検定合格者審査

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級検定に合格した者

(4) 交通誘導警備業務2級の検定合格者審査

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定に合格した者

(5) 貴重品運搬警備業務1級の検定合格者審査

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級検定に合格した者

(6) 貴重品運搬警備業務2級の検定合格者審査

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級検定に合格した者

3 検定合格者審査の対象者

上記2の受験資格を有する者のうち、下記(1)～(3)のいずれかの条件を満たす者について実施する。

(1) 住所地が群馬県内にある者

(2) 警備員であって所属する営業所の所在地が群馬県内にある者

(3) 群馬県公安委員会から旧検定に係る合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

注) 次の者については、学科試験及び実技試験の全部を免除するため、対象者から除く。

ア 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

イ 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上である者

4 検定合格者審査の方法

検定合格者審査は、学科試験及び実技試験により判定することによって行う。

初めに学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験（10問）

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務の実施に関すること。

(エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

（徒手の護身術の基本動作を2種目実施する。）

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験（10問）

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務の実施に関すること。

(エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

（徒手の護身術の基本動作を1種目実施する。）

5 検定合格者審査の申し出要領

受験希望者本人が、審査申請に先立ち必ず申し出を行うこと。

審査の申し出は専用電話による受付のみとし、先着順により確定する。なお、一通話につき1人の受付とする。

(1) 審査申し出の受付期間

令和6年12月12日（木）及び同年12月13日（金）

両日とも午前9時から午後4時まで（但し、正午から午後1時までの間を除く）

(2) 受付専用電話

027-223-7866

（本電話による質疑等は受け付けないので、検定合格者審査に関する質疑等はあらかじめ群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等第一係 電話027-243-0110（内線3043）に問い合わせること。）

6 検定合格者審査の申請手続に関する事項

(1) 申請期間

令和7年1月20日（月）から同年1月24日（金）までの間

各日とも午前9時から午後4時までの間（但し、正午から午後1時までの間を除く）

(2) 申請場所

ア 群馬県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ア) 群馬県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課

(イ) 群馬県内の営業所に所属する警備員は、所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

注1) (ア)、(イ)の両方に該当する者は、(ア)、(イ)いずれかの警察署の生活安全課

注2) (ア)、(イ)のいずれにも該当しない者は、旧合格証の交付を受けた警察署の生活安全課

イ 他都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ア) 群馬県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課

(イ) 群馬県内の営業所に所属する警備員は、所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

注1) (ア)、(イ)の両方に該当する者は、(ア)、(イ)いずれかの警察署の生活安全課

(3) 提出書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真 1枚

(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

ウ 受験しようとする検定合格者審査の種別・級に係る旧合格証の写し

エ 次に掲げる者の区分に応じた書面

(ア) 群馬県内に住所地を有する者として申請する者

住所地を疎明する書面(住民票の写し等)

(イ) 群馬県内の営業所に所属する警備員として申請する者

当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

注) 群馬県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、(ア)、(イ)いずれの書面も提出不要。

7 検定合格者審査手数料の納入時期及び納入方法

審査申請書提出時に、審査手数料4,700円を群馬県収入証紙により納入すること。

なお、納入した審査手数料については返還しない。

8 検定合格者審査の実施に関し必要な事項

(1) 旧合格証、筆記用具を必ず持参すること。

なお、旧合格証を持参しない者については、原則として受験させない。

(2) 審査当日は、受付時間内に審査会場において受付をすること。

なお、遅刻した者については、原則として受験させない。

(3) 審査(学科試験及び実技試験)の合否発表は、それぞれの試験終了後に審査会場で行う。

合格者に対しては、実技試験の合否発表後に成績証明書を交付する。